

条例の主な内容

前文より	
国分寺市(以下「市」という。)内には、国分寺崖線の崖線樹林地や武蔵野の台地に広がる雑木林、農地等によって蓄えられた豊富な地下水が、国分寺崖線からの湧水となり、名水百選(昭和60年3月28日旧環境庁選定)に選定されているお鷹の道・真姿の池湧水群をはじめ姿見の池、大池、次郎弁天の池、新次郎池などの野川の源流域が、形成されている。 私たちは、こうした水辺環境が市民の暮らしに潤いと安らぎを与え、また、市固有の自然や歴史風土を表す市民共有の財産として次世代に引き継ぐ必要性を深く認識し、市民及び土地等所有者、事業者等及び市が適切な役割分担に基づき、協働して湧水及び地下水を保全するために、この条例を制定する。	
第1章 総則	
項目	規定の内容(概要)
目的 (第1条)	市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者による適切な役割分担によって、雨水の地下涵養(かんよう)(※)の推進や湧水源保全に必要な措置を講ずるとともに、湧水及び地下水の汚染防止と有効活用を図ることで、湧水及び地下水の保全を実現することを目的としました。 (※)雨水が地面に浸透して地下の土壌に蓄えられること。特に森林や農地は、表土が露出していることから涵養能力が高く、また、地下水の際に、窒素やリンなどを土に吸着させ、ろ過することから、水質を浄化する働きを持っています。
市、市民及び土地等所有者、事業者等の3者の責務 (第3条～第5条)	湧水及び地下水の保全に向けた市、市民及び土地等所有者、事業者等の三者各々の責務を明示しました。
相互協力 (第6条)	湧水及び地下水の保全に向け、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者が同じ立場に立って、強い目的意識と同一の保全方向性のもとで、連携・協力していきます。
第2章 施策の推進	
項目	規定の内容(概要)
湧水等の現況の把握等と汚染防止 (第8条、第11条)	湧水等の水量や水質測定の実施によって、保全に関する情報の収集などに努めるとともに、その結果公表を行います。 また、三者連携によって湧水等の汚染防止に努め、水質に異常が認められた際には、必要に応じて国及び東京都と連携して水質改善に取り組みます。
雨水の地下涵養 (第9条)	湧水及び地下水の保全に必要な市の雨水地下涵養施策として、緑地等の保全や、雨水浸透ます(※)などの雨水浸透施設の設置を推進します。 (※)屋根等に降った雨水を集めるため、地中に埋め込み、雨水を緩やかに地中に浸透させる「ます」状の装置です。
湧水源の保全に関する措置 (第10条)	湧水源の保全を目的に、湧水源の周辺で計画される大型開発事業案件などにおいて、地下水帯水層の「れき層」に及ぶ構造物を設置する者等に対して、国分寺市まちづくり条例の規定に基づき、建築物の基礎工法が湧水及び地下水に及ぼす影響の事前評価や、湧水源及び地下水位の観測とその結果公表を求めます。
国及び東京都その他の自治体との広域連携 (第14条)	国や、東京都を初めとする他の自治体との連携を緊密にし、広域的に取り組む必要のある湧水及び地下水の保全施策への対応を図ります。
第3章 湧水等保全審議会	
項目	規定の内容(概要)
湧水等保全審議会の設置と会議 (第15条、第16条)	湧水及び地下水の保全に関する事項を検討するため、審議会を設置しました。審議会では、湧水源周辺において計画する大型開発事業案件等について、湧水及び地下水に及ぼす影響の少ない基礎工法の選択に努めてもらうことなどの市長からの諮問事項に応じて調査検討を行い、その結果を答申します。